

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書の提出について

- ・ 充填回収業者は、京都府内で第一種特定製品の廃棄又は整備の際に充填又は回収したフロン類の数量等を記載した報告書を**年度終了後45日以内（5月15日まで）**に、知事に提出しなければなりません。
- ・ 充填量・回収量がない場合でも「**0**」と記入して報告してください。
- ・ 提出先、お問合せ先は次のとおりです。

事業者の所在地	提出先、お問合せ先
京都市内又は京都府外	環境管理課
向日市・長岡京市・大山崎町	乙訓保健所環境衛生課
宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町	山城北保健所環境課
木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村	山城南保健所環境衛生課
亀岡市・南丹市・京丹波町	南丹保健所環境衛生課
福知山市	中丹西保健所環境衛生課
舞鶴市・綾部市	中丹東保健所環境衛生課
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	丹後保健所環境衛生課

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書の記入上の注意について

	(1)エアコンデションナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
①充填した量	0.0 kg	0.0 kg	0.0 kg	0.0 kg	0.0 kg	0.0 kg
	(1)エアコンデションナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	0 台	1 台	0 台	0 台	0 台	1 台
②回収した量	0.0 kg	5.3 kg	0.0 kg	0.0 kg	0.0 kg	5.3 kg
③年度当初に保管していた量					0.0 kg	2.5 kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡					0.0 kg	4.2 kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					0.0 kg	3.6 kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.0 kg	0.0 kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.0 kg	0.0 kg
⑧年度末に保管していた量					0.0 kg	0.0 kg

自動計算されるので、入力不要です。

実績が無い場合も「0」と記入してください。

整備時、廃棄時ともに
 $② + ③ = ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧$
 となっていることを確認してください。

<よくある間違い>

- ・ $② + ③ = ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧$ になっていない
- 上式を満たしているか、提出前に再度確認してください。
- ※ HCFC・HFCについても同様ですので、ご確認ください。

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書の記入上の注意について

	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	0 台	3 台	0 台	2 台	0 台	5 台
⑨充填した量	0.0 kg	4.7 kg	0.0 kg	9.6 kg	0.0 kg	14.3 kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	3 台	7 台	2 台	5 台	5 台	12 台
⑩回収した量	3.6 kg	25.8 kg	8.5 kg	33.4 kg	12.1 kg	59.2 kg
⑪年度当初に保管していた量					0.0 kg	0.0 kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.0 kg	0.0 kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					0.0 kg	56.6 kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.0 kg	0.0 kg
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					12.1 kg	0.0 kg
⑯年度末に保管していた量					0.0 kg	2.6 kg

自動計算されるので、入力不要です。

整備時、廃棄時ともに
 $⑩ + ⑪ = ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯$
 となっていることを確認してください。

	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	2 台	3 台	5 台	6 台	7 台	9 台
⑰充填した量	5.8 kg	6.3 kg	13.8 kg	9.8 kg	19.6 kg	16.1 kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	5 台	16 台	10 台	14 台	15 台	30 台
⑱回収した量	3.9 kg	89.6 kg	35.6 kg	68.4 kg	39.5 kg	158.0 kg
⑲年度当初に保管していた量					6.8 kg	2.5 kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					26.5 kg	0.0 kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					0.0 kg	80.0 kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					19.8 kg	0.0 kg
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.0 kg	80.0 kg
㉔年度末に保管していた量					0.0 kg	0.5 kg

自動計算されるので、入力不要です。

整備時、廃棄時ともに
 $⑱ + ⑲ = ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔$
 となっていることを確認してください。

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書の記入上の注意について

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンデションナー	(2)冷蔵機器及び冷凍機器	(3)合計
	1	0	1

自動計算されるので、入力不要です。

確認証明書を交付した台数を記入してください。
※回収量0kgとして引取証明書を発行した台数は含みません。

<よくある間違い>

- ・「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」の欄に、廃棄等でフロンを回収した第一種特定製品の台数の合計を記載している
→この欄に記載するのは、発行した「確認証明書」に記載された台数の合計です。（不法投棄や災害等の特殊なケースを除き、“0”あるいは小さな値となります。）